

# 石綿(アスベスト)健康被害者のご遺族のみなさま



特別遺族給付金の  
請求期限まで

残り  
**1年**  
です。

加藤剛

**お早めにお手続きください。**

平成13年3月26日以前に石綿による疾病で死亡された労働者のご遺族で時効により労災保険給付を受ける権利が消滅した方には特別遺族給付金が支給されますが、請求期限は**平成21年3月27日**までです。

労災保険法による遺族補償給付については、請求手続きを行わないで死亡された日の翌日から5年を経過した場合には、時効により遺族補償給付を受けることはできません。

これらの請求手続きなどのご相談については、**最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。**

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿救済法」といいます。）による特別遺族給付金や救済給付を請求される場合または労災保険法による遺族補償給付等を請求される場合には特に以下の事項にご注意ください。

## 特別遺族給付金の請求について

### ★平成13年3月26日以前に死亡した場合

- 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。
- 所定の請求書により労働基準監督署に請求手続を行ってください。
- 特別遺族給付金の請求期限は、平成21年3月27日までです。
- 年金として支給される特別遺族給付金（特別遺族年金）は、請求があった日の属する月の翌月分から支給が開始されますので、早めに請求することをお勧めします。

## 労災保険給付の請求について

### ★平成13年3月27日以降に死亡した場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。
- 所定の請求書により労働基準監督署に請求手続を行ってください。
- 労災保険法に基づく遺族補償給付の請求権は労働者（特別加入者）が亡くなった日の翌日から5年間で消滅します。例えば、平成15年3月29日に死亡した労働者（特別加入者）に係る遺族補償給付の請求権は平成20年3月29日に時効で消滅し、結果、遺族補償給付も特別遺族給付金も受けられなくなります。

### ★現在療養中の労働者（あるいは特別加入者）の場合

- 石綿を原因とする疾病にかかり、現在療養中の労働者（あるいは特別加入者）は、労災保険法に基づく療養補償給付や休業補償給付の支給対象になります。
- 所定の請求書により労働基準監督署に請求手続を行ってください。

## その他

### ★救済給付（環境再生保全機構から給付）との同時請求について

- 石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。